

戦災復興事業

戦災により焦土と化した神戸市をいち早く再建するため、昭和21年に神戸市復興基本計画を策定し、昭和22年から行政庁(市長)施行による戦災復興土地区画整理事業6地区(神戸復興)に着手しました。その後、昭和25年の町村合併により、現在の東灘区にあたる5町村の事業(東灘復興)も市に引き継がれ、最終的には11地区、2,207.5haで施行されました。

本事業により、山手・中央・浜手の三大幹線をはじめとする市街地の街路が整備されるとともに、王子公園・須磨海浜公園・生田川公園などの市民の憩いの場も整備され、市街地の骨組みの大部分が形成されました。

また、本事業にあわせて、再開発事業等との合併施行による商業の活性化、住環境の改善、下水道の整備、鉄道の高架化・地下化、幹線道路の立体交差化などを行いました。

東灘復興(本庄・本山・魚崎・住吉・御影)	429.1 ha
神戸復興(灘・葺合・生田・兵庫・長田・須磨)	1,778.4 ha
合計 11地区	2,207.5 ha

●葺合地区●
(戦災復興土地区画整理事業)



昭和23年頃



平成10年頃

協働のまちづくりの先駆け - 板宿地区 -

本地区は、須磨区の旧市街地の北東に位置し、山陽電鉄板宿駅及び神戸市営地下鉄板宿駅を中心とした地区です。土地区画整理事業で板宿線、山下線、山麓線といった都市計画道路等の公共施設を整備することにより、住環境の改善と商業の活性化を図るとともに、旧市街地と新市街地を有機的に連絡する目的で、昭和49年から本格的に事業着手しました。

土地区画整理事業は市民とのコンセンサスが不可欠な事業であり、この地区は全国に先駆けて住民参加方式を取り入れ、板宿地区都市計画協議会とともに事業を進めてきました。これらの取り組みが神戸市での協働のまちづくりの進め方を示した「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(神戸市まちづくり条例)」の制定に結びついていきました。

●板宿駅付近●



施行前



施行後

平成7年1月17日、神戸市は日本で初めて近代的な大都市における直下型大地震「兵庫県南部地震」に見舞われ、多くの尊い人命を失い、長年にわたり築きあげた都市基盤は甚大な被害を受けました。しかし、当地区では、事業もほぼ完成していたため被害も比較的少なく、地域住民の協力により市場・商店街の復興もすみやかに進み、平成8年4月に換地処分を行いました。

●事業概要

面積	15.3 ha
施行期間	昭和22年度～平成8年度

●整備される主な公共施設

都市計画道路	
板宿線(幅員 25m, 延長 145m)	
その他3路線(幅員 11~32m, 延長 1,083m)	
区画道路	総延長 4,642 m